二　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

三　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）

生活介護 自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。） 自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者の地域生活への移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業の対象者数、特別支援学校卒業者等新たに就労へ移行する者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（A型）（規則第六条の十第一号の就労継続支援（A型）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者の地域生活への移行者数、就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の実情等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（B型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者の地域生活への移行後に短期の入所が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

四　共同生活援助、施設入所支援

共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 また、グループホームに第一の場合において整備する地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定する。
施設入所支援	平成二十五年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除し、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要との判断された者の数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成二十九年度末において、平成二十五年度末時点の施設入所者数の四パーセント以上を削減することとし、平成二十六年度末において、減少する施設入所者数の平成二十年度末までの数値目標が達成された平成二十六年度末における地域生活移行者の割合を平成二十九年度末までに少なくとも施設入所者の割合以上を目標値として設定することを基本とし、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

五　相談支援

計画相談支援（法第五条第十六項に規定する計画相談支援をいう。）	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。
地域定着支援	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。